

平成23年11月20日執行  
**福島県議会議員一般選挙選挙公報**  
 二本松市選挙区  
 福島県選挙管理委員会

**福島  
の未来、  
最優先!**  
 さ  
溢れる  
37才!



1 **減税福島維新で**  
 新生ぶくじまの未来と21世紀を切り拓く  
 福島県全域を「無税・減税特区」とする構想。

2 **増税や借金に依存しない小さく効率的な**  
 地方の経営  
 行政効率化、議員・公務員リストラ(給与定数削減)、NPM(新しい公共経営)、地域主権型道州制推進

3 **世界最先端医療技術の**  
 国際メテイクルセンター整備  
 福島県民最優先の健康管理、海外からの医師招聘、安心出来る福祉介護のまちづくり。

4 **東北福島県独自の経済成長戦略**  
 IT産業、精密機械、医療機器製造、農業の六次化と工業型農業への転換、中小企業対策とベンチャー支援、海外企業誘致

5 **21世紀の国際社会に通用する**  
 優れた人材育成と教育  
 IT教育、グローバル時代に対応する実践的な英語・外国語教育

6 **「脱原発国家実現」を被災県の議員として**  
 政府に求めたい  
 全県全土除染の推進、風評被害対策、発送配電分離と電力自由化を提言。最終目標は原発ゼロ国家

**本田とも略歴**  
 ●昭和49年7月8日生まれ(37歳) ●米国・サフオーク大学歴史学専攻卒業  
 ●仏・ウエストミンスター外交アカデミー大学院 国際外交学修士課程修了(MA)  
 ●地域主権型道州制国民協議会福島県支部 支部長  
 ●二松商工会議所青年部 副会長 ●(社)二本松青年会議所 会員  
 ●現職/福島県議会議員(2期) 海外在住11年

**震災、原発事故の早期復旧と復興**

**地域づくり、まちづくり**

**行動し、実現します!**

- 責任ある除染
  - ▼子どもたちが安全で安心して暮らせる生活環境の回復
  - ▼健康被害や不安に対する検診・相談体制の充実強化
- 放射線被害の補償と風評被害対策
  - ▼農林水産業・観光業など放射能と風評被害の補償・早期支払いの支援
  - ▼健康被害や不安に対する検診・相談体制の充実強化
- 地域の特色を生かした産業の振興
  - ▼新たな視点での起業支援と雇用拡大のための企業誘致
  - ▼あすの食卓を守るための農林水産業の振興支援
- 健康で安心して暮らせる
  - ▼少子・高齢化に対応した医療や福祉サービス供給体制の充実
  - ▼安全で安心して暮らせる社会基盤(道路・河川等)の復旧・整備
- 一人ひとりが輝き生きがいを感じる
  - ▼将来を担う子どもたちの教育環境の充実
  - ▼自己実現を図るための文化・スポーツの振興

**二本松の声を県政に!**



無所属 自民党推薦  
**ゆさ 久男**  
 52歳

**プロフィール**  
 昭和三十四年四月二本松市(旧安達町)生まれ。昭和五十三年三月福島高校卒業後、同年四月安達町役場に奉職。同時に福島大学経済学部(夜間主コース)入学も、仕事、地域活動、家庭の両立が難しくなり中退。  
 平成十七年十二月合併により二本松市職員、五十一歳で二本松市役所を退職。  
 油井小学校PTA会長、安達中学校PTA会長を歴任、スポーツ少年団活動で小・中学生を地域で支える活動や、福島県野球連盟の審判員として活動

**原発ゼロ。TPPノー**  
 二本松市から **国・東電へハッキリものが言える新しい県議を**



無所属・放射能から子どもと市民を守る二本松の会・日本共産党推薦  
**根本さとし**  
 五十五歳

**放射能から子どもと健康、**  
 くらしを守ります

「父ちゃんは東電への抗議のために命を絶つた」とキャベツの出荷制限で自殺した夫の遺影を抱く妻、「自分たちはがんで死ぬんだ」という子どもたち——私はこんな思いをさせている政治は変えねばならないと、県政に挑みます。

放射能で福島を汚したのは東電と国です。東電と国を追い詰めなければ除染も賠償も原発ゼロも進みません。二本松から日本の政治を変える流れをつくりましょう。

**根本さとしはお約束します**

- 18歳までの医療費は無料に。全県民の健康診断がん検診を無料に。
- 子どものケアと教育のために教職員とスクールカウンセラーの拡充を。
- 農業や地域経済、医療をつぶすTPP参加反対をうたいます。
- 再開の意志があるすべての事業者を対象に迅速に債権を買い取り、二重ローン解消を。
- 党派をこえて、福島県復興のための特別立法制定をめざします。
- 福島第一・第二原発はすぐに廃炉にし、自然エネルギーへの転換をめざします。
- 市全域の除染のために、国が「仮置き場」の期限を決め、費用は国が責任をもち、東電へ賠償を求めます。

根本さとし事務所：二本松市榎戸1-309-4 電話24-8171

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。候補者等が選挙公報をホームページに掲載することや印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。



平成23年11月20日執行

二本松市選挙区

# 福島県議会議員一般選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

## 県議会議員選挙 投票日11月20日(日)

### 投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!  
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間 / 11月11日(金)～11月19日(土)

■時 間 / 8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページ、福島県モバイル県庁に県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内(一般的には平日の8:30から17:00まで)となりますので、ご注意ください。

■場 所 / 期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手続き / 期日前投票：期日前投票所に行って直接、投票箱に投票します  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票：



### ① 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。  
※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。



### ② 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。  
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



### ③ 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

詳しくは、県選挙管理委員会又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。